

2023年度 成年後見人材育成研修・名簿登録研修 開催要項

「成年後見人材育成研修」は、日本社会福祉士会からの委託研修です。4日間で修了し、生涯研修制度の2単位、認定社会福祉士制度の分野専門研修2単位（高齢分野）として認証されています。

「成年後見人名簿登録研修（受講には人材育成研修の修了が必須）」は、日本社会福祉士会の運営指針に基づき、長野県社会福祉士会が実施する研修で、成年後見人等として実務を担う、ばあとなあ名簿に登録を希望する会員が対象の研修です。

1 研修目標

- （1）専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
- （2）地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。
- （3）成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者を養成すること。

2 日時・会場

【人材育成研修】

	日 程	時 間	会 場
1日目	2023年8月26日（土）	9：30～16：50	なんなんひろば（松本市松南地区公民館） ※予定。松本地区の別会場へ変更の可能性あり
2日目	2023年8月27日（日）	9：30～16：50	松本市総合社会福祉センター 大会議室
3日目	2023年11月25日（土）	10：30～16：50	松本市総合社会福祉センター 中会議室
4日目	2023年11月26日（日）	9：30～16：50	松本市総合社会福祉センター 中会議室

【名簿登録研修】

	日 程	時 間	会 場
	2024年1月28日（日）	9：30～16：45	松本市総合社会福祉センター 大会議室

※名簿登録研修は、人材育成研修修了者で名簿登録希望者のみ対象

3 カリキュラム 詳細は次ページ以降

- （1）講義・演習等
- （2）事前課題（課題については、その都度ご案内します。）

4 受講対象 下記のいずれかの者で、次項の受講要件の全てを満たす者

- （1）社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- （2）社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

5 受講要件

- （1）長野県社会福祉士会及び山梨県社会福祉士会に所属する正会員
- （2）日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- （3）カリキュラムの全課程を出席できる者

6 受講対象会員・定員

- （1）長野県社会福祉士会（主管社会福祉士会）会員 20名
- （2）山梨県社会福祉士会（指定社会福祉士会）会員 5名

※ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. **受講費** 人材育成研修 : 55,000円(税込価格。別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります)
名簿登録研修 : 無料
※一旦納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。

8. **申込方法** 申込フォームからお申し込みください。

成年後見人材育成研修申込フォーム

<https://forms.gle/mHLjJhA1w65bDAQUA>



※上記URLまたはQRコードから申込フォームにアクセスしてください。

9. **申込締切** 6月14日(水)

10. **受講決定** 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

- (1) 長野県社会福祉士会会員は、長野県社会福祉士会が受講決定します。
- (2) 山梨県社会福祉士会会員は、山梨県社会福祉士会が受講決定し、長野県に推薦します。
- (3) 上記によりがたい事項については、長野県と山梨県の協議で受講者を決定します。

11. **受講決定の連絡等**

申込締め切り後、受講決定通知、受講費振込方法などの案内を**メールでお知らせ**いたします。

12. **修了要件** 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 面接授業の出席が100%であること
- (2) 事前課題を提出すること
- (3) 修了評価で一定の水準を満たすこと(人材育成研修のみ)

13. **研修単位**

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用(成年)(分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)

単位数：2単位 認証番号：20160004

注)：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用(成年)」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. **その他**

- ① 新型コロナウイルス感染症に関して今後の政府の要請等により新たな対応が求められる場合、自然災害等により開催に変更が生じる場合は、研修前日の正午までにメール配信・ホームページ等でご案内いたしますので各自ご確認ください。
- ② 上記のような状況によって、対面での開催が困難と判断された場合には、ZOOMでのオンライン開催に変更する場合がございますのであらかじめご了承ください。

【基本的な感染対策のお願い】

政府の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」(※)に基づき、以下の通りといたします。

- ◆ マスク着用：参加者個人の判断に委ねることとします。
- ◆ 手洗い等の手指衛生、換気：会場内の状況(教室の広さ、参加人数等)をふまえ、適宜、ご協力をお願いいたします。

(※)「新型コロナウイルス感染症対策」(内閣官房)

https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html

15. **問合せ先**

公益社団法人 長野県社会福祉士会事務局 担当：関

電話：026-266-0294 FAX：026-266-0339 E-mail：info@nacsw.jp HP：https://nacsw.jp/